仕　様　書

京都市都市計画局住宅室
すまいまちづくり課
（担当：長島、増田）
TEL（０７５）２２２－４０１８
FAX（０７５）２２２－３５２６

１　業務名称
京都市壬生東市営住宅Ｃ棟に係る外構（駐輪場廻り）改修業務

２　業務概要
⑴　業務場所　　京都市中京区西ノ京新建町１２番３８（壬生東市営住宅Ｃ棟）
⑵　業務対象　　駐輪場廻りの外構（別紙１参照）
⑶　履行期間　　契約の日の翌日から令和９年３月３１日まで
※作業時間（準備・片付け含む）は平日の午前８時３０分から午後５時３０分までの間とする。
※騒音を伴う作業は、午前９時から午後５時までの間とする。
⑷　業務内容
・　駐輪場廻りの外構について、駐輪可能な場所を増やすため、駐輪場東側の舗装等の改修を行う。
・　想定する改修イメージは、別紙２を参照のこと。

３　業務条件
⑴　受注者は、本業務の実施に関し、本市担当職員と連絡を取り合うこと。
⑵　作業に当たっては、事故防止に万全の注意を払うとともに、入居者及び作業員の安全の確保のために必要な対策を講じること。また、作業により周辺の工作物等に棄損がないよう十分注意して作業を行うこと。
⑶　万一、事故が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故により、第三者、本市職員及び作業員や周辺の工作物等に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
⑷　作業に当たっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。また、道路占用及び使用等に伴う関係者との協議、書類作成、申請手続等は、受注者にて行うこと。
なお、申請が必要な場合の申請者名は、発注者名とする。
⑸　騒音や振動等による入居者及び近隣施設への負担に配慮し、作業を行うこと。
⑹　受注者は、本業務の実施に当たり、業務遂行上知り得た本市の情報（機密事項や個人情報等を含む）を第三者に漏らしてはならない。
⑺　業務の履行に要する労務費、材料費、車両運転費、仮設資材等の賃料・損料、消耗品費及び諸経費（改修方法の検討を含む）等の全ての費用は、本業務に含む。
⑻　使用する材料については、事前に本市担当職員の承諾を得ること。
⑼　作業中に発生する廃棄物の処分に当たって、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法令等に基づき、適正に処理し、

不法投棄など第三者に損害を与えるような行為のないよう受託者の責任において実施すること。

⑽　業務が完了した際は、完了通知書を提出し、本市担当職員の確認を受けること。

⑾　業務完了後、通常の使用（本市及び入居者の過失又は故意による破損は除く）において、不良箇所が生じた場合は、完了通知書受領日から１年間無償で修繕するものとする。

⑿　本仕様書に定めがない事項については、本市担当職員と協議を行うものとする。

4　提出書類

⑴　契約締結後

- 業務工程表
- 改修方法の検討図

⑵　業務完了時

- 完了通知書
- 請求書

⑶　その他

受注者は、その他発注者の求めに応じ必要な書類等を提出すること。

5　支払条件

業務完了後、業務場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を一括で支払う。

6　付近見取図

